

名古屋市における高齢者・障害者など施設内陽性者の医療対応について

名古屋市保健所

1 対象

- 市内の高齢者・障害者施設入所者
 - ・ ショートステイやお泊りデイサービスの長期利用など、実態上、施設が生活の場となっている方も含みます。

2 陽性者が発生した場合の初動対応

- 施設医・嘱託医などと連携し、重症化防止のため、適応がある患者には有効な抗ウイルス薬などの治療薬を早期に投与してください。
 - ・ 治療薬によっては医療機関が取扱うために、製薬会社が運営する「登録センター」への登録など、事前手続きが必要な場合があります。施設医・嘱託医などが取扱い可能な治療薬について、あらかじめご確認ください。

治療薬が投与できない患者については、施設医・嘱託医の指示にしたがってください。

- 陽性判明時に、重症化した場合の治療として「人工呼吸器装着等の集中治療など患者への負担が大きい医療」を希望するかどうか、本人や家族などに確認してください。（陽性判明前にあらかじめ確認してもかまいません。）

3 入院が必要な方の調整について

(1) 保健センターへ入院調整を依頼する基準

感染者数の増減により確保病床数も変動するなかで、一般医療と新型コロナウイルス感染症患者対応を両立し、必要な医療体制を確保するため下記のとおりとさせていただきます。

- 酸素投与が必要（目安として SpO_2 : 93%以下）
- その他、入院による医療が必要
 - ・ 「その他」の場合については、具体的にどのような医療が必要かを保健センターへ伝えてください。
 - ・ 本市では単に隔離のみを目的とした入院調整は原則行っておりません。

(2) 入院調整を依頼する時間

- 入院調整依頼は午前 9 時から午後 5 時までに保健センターへ連絡してください。
 - ・ 入院受入可能な時間が限られる病院も多いため、可能な限り午前中に連絡してください。
- 夜間は原則翌朝まで待機となりますが、緊急の場合は救急要請を行ってください。
 - ・ 病状や病床の状況によっては、救急搬送されない場合があります。

(3) 入院調整中について

- 保健センターは高齢者・障害者施設から入院調整依頼があれば、詳細を聴取の上、改めて入院調整の可否を検討します。入院調整が必要と判断した場合は、新型コロナウイルス感染症対策室へ入院調整依頼を行います。
- 新型コロナウイルス感染症対策室で入院調整を行っている間は、保健センターから施設へ、確認・問合せ事項などの連絡が入ることがあります。保健センターからの連絡にすぐに対応できるようにしてください。

(4) 入院調整後について

- 入院調整を行った場合でも、病院での診察の結果、入院とならずに施設での療養が継続となることがあります。
- 入院後に症状が改善した場合は、隔離期間中に退院となり施設へ戻ることがあります。